

『犯罪被害者 いま人権を考える』  
(平凡社新書 1999) 河原理子

プロローグ — ガラスの破片

なぜ被害者が

この本は、朝日新聞に一九九八年三月から断続的に連載した「犯罪被害者」シリーズや、その関連記事を核にした取材報告と、その過程で私を感じたことを文字に表したものです（以下、掲載の日付はすべて東京本社発行の最終版です）。

「犯罪被害者」の取材は、私にとつて、これまでのどの取材とも違うものでした。

だれかが何かを「発表」するわけでもなく、何月何日に何か今までと違う新しいことが起きたわけでもありません。このテーマを取材しろ、と命じられたわけでも、もちろんありません。

「(新聞的な意味での) ニュース」を離れた取材はほかにもありますが、それだけではなく、ふれば痛いとかわかってる相手の最もやわらかい部分を、ゆっくりとさわって確かめて

いくような仕事でした。自分をもさらけ出していくしかなかったし、ある種「取材」を超えた、全身を使つての仕事でした。やり場のない怒り、恨み、解き放たれたという思い、冷静に考えたいという意志……。『井戸の底から世界を見ているみたい』、そんな形容をした被害者がいましたが、日によってさまざまな色をみせる被害者の思いを聞きながら、私も、ときに深い海のなかから光を仰ぎ見ているような感覚を味わいました。記事にするためには、そこからいったん浮上しないとできないのですが。

いつたい、なんで、そんなことを始めたのでしょうか。

自分でも何度も問い返しましたし、ひとにも聞かれました。

「どのような問題意識で取り組んだのか」などと高尚なことを聞いて下さる方もいましたが、どんなもこんなもへつたくれもありません。ただ、この数年の間に聞いてしまった言葉が、ガラスの破片のように刺さつて体のなかをぐるぐるまわつていて、いつか、体の外に出さずにはいられなかつたのです。

きっかけは、一九九六年に掲載した連載「性暴力を考える」（本書第V章）にさかのほります。この連載と同じく九六年に始まった警察の「犯罪被害者対策」の関連記事などをつかりに、少しずつほかの被害者の話を聞く機会が広がりました。といつても、電話で話したり、手紙でやりとりしたり、その人が話すのを私はただ見ていただけ、という場合もありました。

例えば——。一九九六年の秋に、第一回「犯罪被害者支援フォーラム」（日本被害者学会など主催）が東京で開かれました。警察庁が後押ししていて、特に第一回の出席者はほとんどが、警察関係者と学者。そんな会場で手を挙げ、警察への思いをぶつけた女性がいました。

「私は夫を地下鉄サリン事件で亡くしました」。高橋シズエさんでした。「夫は私の意思にかかわらず解剖され、朝から晩まで待たされたあげく、警察の手配した葬儀屋に遺体を引き渡されたのです」。第二回のフォーラムでも、高橋さんは手を挙げて、医師や立ち会う捜査員に遺体を大切に扱って欲しい、という趣旨の発言をしました。オウムと戦うことはるか手前で、高橋さんは何かとても大きな傷を負っているように見えました。

その話を、ある弁護士にしました。「わかります、中谷さんと同じです」と彼は言いました。中谷さん、とは、交通事故死した自衛官の夫を後に護国神社に合祀されたことを違憲として裁判を起こした中谷康子さんのこと。「信教の自由や政教分離を問う裁判という形をとっているけれど、中谷さんの憤りの原点は、夫と一番すごしたかった事故死の夜、『身柄は自衛隊のものだ』と、遺体を奪われたことにあるのです」。

公の死と私の死。ほんの少し、腑に落ちた気がしました。

そして、高橋さんの話したような「解剖」への思いは、未曾有の重大事件の混乱のなかから起きてしまったわけではなく、ほかの事件の遺族にも同じ思いを抱く人がいること。捜査という「公益」と、大切な人の死という極めて私的な部分とのせめぎ合いは普遍的な被害者の苦悩につながるものであることが、次第にわかってきました。

大久保恵美子さんに出会ったのも、このころでした。後で詳しく書きますが、大久保さんは長男を飲酒ひき逃げ運転で亡くされて、日本で得られるサポートが何もなかったのでアメリカまで行ってしまった人です。富山県のご自宅に伺ったとき、落ち着いた声で「起訴は翌日、新聞で知ったのです」と話す大久保さんに、思わず「えっ」と聞き返したのを覚えています。その瞬間が、ふり返れば、被害者の法的地位をめぐる取材の原点でした。

どうして当事者なのに連絡がなかったのか。この人だけそうだったのか、みんなそうなのか、「？」が頭の中にたくさん点灯して、混乱しました。

それまで私は、被害者・遺族には当然、警察か検察が事件の節目には連絡するものと、どこかで思い込んでいました。そして、記者として、被害者側に接する機会がまったくなかったわけではないのに、私はそれが「思い込み」であることにも気が付かなかったのです。

知らなければ始まらない。

連載「犯罪被害者」の一回目に出てくる「こわい夢」の話（近所の中学生から性暴力を受けた小学生の話）も、知ったのはしばらく前のことです。

「長くなってしまったので、書き直しました」という、それでもやっぱり封筒にぎっしり詰まったご家族からの手紙に、私は打ちのめされ、それでも当時は人を紹介することぐらいいしかできず、無力感とともにずっと心に刺さっていました。

改めて何度もお話をうかがい、話し合うなかで、ご家族は「被害者が口を開かなければ伝わらない」と言う一方で、記事になれば加害者側の態度が硬化するのではないかと迷いも持っていました。

最初に知ったときに書かないで今書くのは、私の側の勝手でしかありません。一方で、記事にするなら連載ができる今しか機会はないだろうとも、私は思いました。

私自身が案じたのは、あの子の前に加害者が再び現れて嫌がらせをしないか、いつか成長したあの子が記事を読んだときに苦しむのではないか、という二点。それを私は防ぐことはできません、とご家族に話した上で、「それでも書いていいか」と聞きました。

酷な質問でした。私が書きたいだけじゃないか。なんで私は書きたいのか。悩んでいた

とき、連載を担当してくれたデスクが言いました。

「『文藝春秋』読んでみ」

「『文藝春秋』九八年四月号に、神戸の連続児童殺傷事件の少年Aの検事調書掲載に関連して、柳田邦男さんが、被害者の思いと「書くことの原罪」について書いていました。

読んでない人のために、おおざっぱに要約します。

〈報道あるいはジャーナリズムには、「原罪」とでもいうべきものがいつもつきまわっている。「原罪」には、二つある。一つは、報道すべき事件の性質によっては、法律で定められた規制枠を超えざるをえないことがあるということだ。

もう一つの「原罪」とは、悲惨な事件や事故や災害の報道につきまとう問題だ。真相究明のために事実を詳しく伝えること自体が、被害者の心を傷つけることにもなりかねないという二律背反のジレンマのなかで、やはり報道せざるをえないという選択をしていることである。

では、そのような「原罪」を償うには、どうすればよいのか。……〉

一晩悩んで、腹をくくりました。

「私は書きたいと思います。理由はただ一つ。現実を変えるため。いつかあの子が読んだらどうしよう、ではなく、いつかあの子に読んでほしいと思えるものにしませう」

そう、ご家族に伝えて合意して、「犯罪被害者」の連載は始まりました。

話が聞けた被害者の数は、決して多くはありません。けれど、被害者・遺族の話を集中的に取材してみて、改めて、捜査から刑事裁判に至る制度そのものが、被害者を疎外するシステムになっていて、そのことが被害者の状態をより悪くしていることがハッキリとわかりました。「被害者は放置され、孤立させられ、声をあげることができない」――何度か聞いてきた言葉が、私のなかで咀嚼されて、確信にかわっていきました。

今日やつと被害者問題は「社会問題」になり、被害者を疎外していた刑事司法システムの改善に、警察、検察、法務省や日本弁護士連合会などが取り組んでいます。九八年から九九年にかけて、被害者をめぐる社会的状況は信じられないくらい急速に動いています。

でも、システムだけを議論すると、また「空中戦」になる気がするのです。私自身、実際に被害者の声を聞くまでは、「そっとしておいて、触れないのが一番じゃないか」とか、いろんなことを頭のなかで勝手に考えていました。でもそれは、頭のなかでの想像にしか過ぎなかったことが、実際に話を聞いてよくわかりました。

加害者あるいは容疑者と、被害者を比べてみる「バランス論」的な考えも、私は途中で捨てました。そもそも同じ土俵に上がってない、と思いついたからです。「せめて加害者並に」というおおざっぱな言い方は、あり得ると思うし、多くの被害者の願いでもあると思います。ただ、「両者を仮に天秤にのせた」として、釣り合うことはおそらくないのではなにか、それほど犯罪とは理不尽なものだということも、取材を進めるなかで痛感しました。加害者にとつても、時計の針はまき戻せません。二度と同種の事件が起きない、起こさせないための手立てを考えていかなければなりません。

どうか、被害者の話や体験に、まず耳を傾けてほしいのです。

医者でも弁護士でも捜査関係者でもない私に、いつたいなぜ、つらい体験を言葉にして語ってくれるのか、取材の過程で何度か考えさせられました。へ私を通じてほかの人たちにも知って欲しいから、ではないでしょうか。

まず、知らなければ始まらない。だから、あらためて本として人の目に触れる機会が得られたことは幸せです。関心を持つ方のおかげになることを願います。

一九九九年 夏

一定の事件の被害者は、希望すれば、容疑者逮捕などの通知を受けられるようになるなど、制度は今は変わっています。